

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）及び半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）の有効期限の延長に伴い、自治行政局の所掌事務の特例の期限を延長する必要があることから、総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）の一部を改正する。

2. 改正事項

自治行政局の所掌事務の特例の期限の延長（附則第 3 条関係）

山村振興法及び半島振興法の有効期限の延長に伴い、令和 7 年 3 月 31 日までとなっている自治行政局の所掌事務の特例の期限を、令和 17 年 3 月 31 日まで延長するもの。

3. スケジュール（予定）

閣 議：令和 7 年 3 月 28 日

公布日：令和 7 年 3 月下旬（山村振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 号）及び半島振興法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 号）の公布日と同日。）

施行日：公布の日